

法テラス福島【民事法律扶助】一般案件用援助申込チェックシート

代理援助・書類作成援助の申込の際は、審査に必要な書類が揃っていることをご確認のうえ、ご提出ください。書類に漏れがあると援助決定できません。相談実施日から1か月以内に援助申込書・法律相談票を提出してください。相談実施日から1か月を超えて援助申込書・法律相談票が提出された場合、相談料をお支払いすることができません。審査書類の提出は、FAX（024-535-2939）、郵送、窓口持参のいずれの方法でも可能です。

援助申込者 _____ 申込代理人 _____

※下記の書類があることをご確認のうえ ☒ してください。

☐	援助申込書・ 法律相談票	・相談実施確認欄と援助申込欄の「申込者(氏名)」には、<u>申込者の署名</u>が必要です。 ・申込者と配偶者の収入欄の「配偶者(内縁含む)」は、<u>紛争の相手方が配偶者の場合のみ、記載は不要です。</u> ・福祉機関からの紹介を契機に相談を実施した場合は、必ず相談票の「相談実施の経緯」「福祉機関の種別」に☒を付してください。
☐	資力申告書(審査用)【生活保護受給中の方以外】	・申込者の自署は不要です。 ・家族欄の「申込者または配偶者が扶養している家族」の有無については、援助申込書において「単身者」を選択している方も、いずれかに必ず☒をしてください。 ※審査に必要な書類をご確認いただき、提出される書類に☒のうえご提出ください。
☐	事件調書、事件に関する資料(一般事件、離婚事件、立担保援助を伴う保全事件用)	・すでに訴訟提起等している場合は<u>訴状等を添付</u>ください。 ・特に援助申込者の主張の根拠となる資料(例:借用証や診断書等)についてはできる限り添付してください。<u>(勝訴の見込みを判断するにあたり確認が必要となります)</u> ※離婚事件は必ず戸籍謄本を添付してください。<u>(申込者が被告の場合、訴状の添付があれば、戸籍謄本の添付は不要です。)</u> ・本調書に記載された内容をもとに審査を行いますので、援助の可否を判断するにあたり必要かつ十分な記載をお願いいたします。
☐	収入証明 (重要) <u>紛争の相手方でない生計を共にする配偶者(内縁を含む)の収入証明も必要</u> となります。	生活保護受給者: <u>申込者の氏名が記載された 発行から3ヶ月以内の</u> <u>保護受給証明書</u> または <u>保護決定通知書</u> 生活保護受給者以外: 次のうちいずれかの書類を提出願います。 ①直近2ヶ月分の給与明細(<u>賞与収入がある場合は、賞与額のわかる資料も提出願います</u>) ②課税または非課税証明書 ③源泉徴収票(<u>マイナンバーはマスキングしてください。</u>) ④確定申告書(控) ⑤雇用保険受給証明書 ⑥年金振込通知書(<u>基礎年金番号はマスキングしてください。</u>) ※ どれか一つで確認できない場合は、複数を提出していただき、確認します。 ⑦(いずれの書類も提出不可の場合)収入に関する弁護士・司法書士からの報告書
☐	住民票 または 在留カード・ 特別永住者証明書	住民票は、<u>本籍・筆頭者・続柄</u>の記載があり(日本人の場合)、かつ「<u>世帯全員</u>」であることの表示があるものがが必要です(<u>発行から3か月以内のものに限ります。</u> <u>マイナンバーの記載は不要です。</u> <u>記載されている場合はマスキングしてください。</u>) 在留カード・特別永住者証明書裏面に住居変更の記載がある場合、その写しも提出してください。
☐	<u>割賦償還に用いる口座に係る資料</u> 【生活保護受給中の方以外/センター指定のWeb口座登録受付サービス利用者以外】	・自動払込利用申込書兼預金口座振替依頼書の写し(ゆうちょ:15日か25日、その他:27日) ・口座情報が確認できる書類の写し(①・②のうちいずれかの書類を提出願います) ① 通帳の写し(キャッシュカードの写し) ②Web口座画面の写し ※ 提出することが困難な特別の事情があるときは、<u>支払方法登録届又は受任・受託予定者からの報告書の提出をもって代えることができます。</u>